

令和元年 11 月 15 日

株主各位

愛媛県宇和島市丸穂甲 1064 番地 2
株式会社 ダイニチ
代表取締役 玉 留 一

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、本日開催の取締役会において、令和元年 12 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるため、令和元年 11 月 30 日(土曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主とすることを定めましたので公告いたします。

以上